

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準の一部を改正する訓令

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準(平成18年ニセコ町訓令第47号)の一部を次のように改正する。

指導基準5を指導基準6とし、指導基準2から指導基準4までを1ずつ繰り下げ、指導基準1の次に次の指導基準を加える。

2 事業計画の事前公開に関する指導基準

条例第28条の2に規定する事業計画の事前公開（以下、事前公開という。）の実施に当たって、町長は開発事業者に対し、当該事業内容の公開と同時に関係住民等との対話を行い、当該事業予定地の現状、特徴、周辺状況などを把握するよう助言する。なお、開発事業者から町長に要請があった場合、町長は関係自治会の長等に対し、事前公開について協力を依頼する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。